

林の指定を解除する予定である。
令和元年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
本吉郡南三陸町歌津字馬場九の二
- 二 保安林として指定された目的
魚つき

- 三 解除の理由
指定理由の消滅

○宮城県告示第九百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
仙台市若林区井土字須賀三の二二（国有林）

- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備

- 3 解除の理由
指定理由の消滅

- 二1 解除予定保安林の所在場所
仙台市若林区井土字須賀三の二二（国有林）

- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○宮城県告示第九百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）、本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
魚つき

- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

- (2) 気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）、本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）

- (3) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (6) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和元年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
登米市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
登米市（次の図に示す部分に限る。）
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年十一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 石巻雄勝線

三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後	
石巻市八幡町二丁目三番六地先から 同市八幡町二丁目二番四地先まで	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	後	九・四 三六・〇	一一八・二

○宮城県告示第九百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年十一月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻雄勝線	石巻市八幡町二丁目三番六地先から 同市八幡町二丁目二番四地先まで	令和元年 十一月十五日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年十一月十二日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大衡字小杵掛六十一番七の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

黒川郡大衡村大衡字五反田三番地 五反田住宅
三号棟三百二十四号

星名 恵一
星名 早苗

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和元年十一月十二日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日 時 令和元年十一月十九日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二一三六一一）